

高額療養費の自己負担限度額について

マイナ保険証を利用すれば、窓口の負担額が高額療養費自己負担限度額までとなります。マイナ保険証をぜひご利用ください。

適用区分 **現役並みⅠ**、**現役並みⅡ**の被保険者・被扶養者の方が、保険医療機関等で「マイナ保険証を利用して限度額情報の提供に同意した場合」、または「限度額適用認定証を保険証及び高齢受給者証に添えて提示した場合」、1ヶ月(1日から月末まで)の窓口の負担額が高額療養費自己負担限度額までとなります。

※注 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの扱いとなります。

保険外負担分(差額ベット代など)や、入院時の食事療養一部負担金等は対象外となります。

《70歳～74歳の方 平成30年8月より》

所得区分	適用区分	自己負担限度額		※2 多数該当
標準報酬月額 83万円以上	現役並みⅢ	252,600円+ (※1 総医療費-842,000円) × 1%		140,100円
標準報酬月額 53万円以上83万円未満	現役並みⅡ	167,400円+ (※1 総医療費-558,000円) × 1%		93,000円
標準報酬月額 28万円以上53万円未満	現役並みⅠ	80,100円+ (※1 総医療費-267,000円) × 1%		44,400円
標準報酬月額 28万円未満	一般	個人ごと(通院)	世帯ごと(入院を含む)	
		18,000円	57,600円	44,400円
※3 低所得者 (住民税非課税)	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	
※3 低所得者 (所得が一定基準以下)	低所得Ⅰ		15,000円	

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

※2 多数該当とは療養を受けた月以前1年間に、3ヶ月の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合は、4ヶ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※3 市区町村民税の非課税者である被保険者もしくはその被扶養者です。別の申請が必要です。

70歳～74歳の方で 適用区分が「現役並みⅢ」と「一般」の方

保険医療機関等で「マイナ保険証を利用して限度額情報の提供に同意した場合」、または「保険証と高齢受給者証を提示した場合」、1ヶ月(1日から月末まで)の窓口の負担額が高額療養費自己負担限度額までとなります。